

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (別紙2) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アゼルバイジ ヤン	アゼルバイジヤン共和国政府に に対する贈与に関する日本国政府 との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入 ヒの間の交換公文	200,000千円 -----	2020.11.5 バクーで (同日)	日本側 和田純一在アゼル バイジヤン大使 アゼルバイジヤン側 ザウ ル・アリエフ国家強制健 康保険機関理事長	2020.11.5 462号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
 (注2) 贈与の期限について定めのないものは、\_\_\_\_\_と記している。  
 (注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。  
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。